

# 令和3年度 あま市納税等カレンダー

	月	納期限 (振替日)	税務課			保険医療課		高齢福祉課
			市県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康 保険税	後期高齢者 医療保険料	介護保険料
令和3年	4月	4月30日(金)				第1期	第1期	第1期
	5月	5月31日(月)		第1期	全期			
	6月	6月30日(水)	第1期			第2期	第2期	第2期
	7月	8月2日(月) <small>※7月31日が土曜日のため</small>		第2期				
	8月	8月31日(火)	第2期			第3期	第3期	第3期
	9月	9月30日(木)						
	10月	11月1日(月) <small>※10月31日が日曜日のため</small>	第3期			第4期	第4期	第4期
	11月	11月30日(火)						
令和4年	12月	12月27日(月) <small>※12月25日が土曜日のため</small>		第3期		第5期	第5期	第5期
	1月	1月31日(月)	第4期					
	2月	2月28日(月)		第4期		第6期	第6期	第6期
	3月	3月31日(木)	随期	随期		随期	随期	随期

- 納付書等が納期限前までにお手元に届かない場合は、各担当部署へご連絡ください。
- 市税等のお支払いは、口座振替が便利です。

問合先 税務課 ☎444・0509 FAX445・3856  
 保険医療課 ☎444・3168 FAX443・3555  
 高齢福祉課 ☎444・3141 FAX443・3555

## 介護保険料の納め忘れはありませんか

介護保険制度の安定的な運営を図るうえで、保険料の確実な収納は不可欠である観点から、一定期間の保険料を滞納している被保険者に対して、保険給付の制限が設けられています。

### ●保険給付の制限とは

#### 1年以上滞納すると…

介護保険サービスを利用するときに、費用の全額が一旦自己負担になります。市役所に申請後、保険給付分は市から本人に給付されます。(償還払い)

#### 1年6か月以上滞納すると…

保険給付分が差し止められます。また、差し止められた保険給付分は滞納した保険料に充当されます。

#### 2年以上滞納すると…

サービス利用時の利用者負担が、滞納期間に応じて引き上げられます。利用者負担が1割、または2割の方は3割、利用者負担が3割の方は4割になります。また、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費等の支給も受けられなくなります。

介護が必要になったときに、安心してサービスを利用できるように、保険料の納付にご理解・ご協力をお願いします。

特別な事情があり、介護保険料の納付が困難になったときは、まずご相談ください。

問合先 高齢福祉課 ☎444・3141 FAX443・3555